

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し

小平市が事業者を求める基準

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し小平市が事業者を求める基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 入居者については、可能な限り、小平市に居住する市民の入居率を高めるよう努めること。
- (2) 一部に低廉家賃（生活保護法により、厚生労働大臣の定める、東京都1級地における住宅扶助特別基準額の上限額に準ずる）で利用できる住戸を設けるよう努めること。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅を建設する前に、近隣関係住民に対し、十分な説明等を行い、理解を得るよう努めること。
- (4) 交流スペース等を住棟内に設置した場合には、地域住民との交流のために開放するよう努めること。
- (5) 建築基準法や消防法等、法令上でスプリンクラーの設置義務が無い場合や免除される場合であっても、高齢及び要介護状態の入居者の安全に十分な配慮をするために、出来る限り各居室等へスプリンクラーを設置するよう努めること。
- (6) 地域密着型サービス事業所を新設または併設予定の場合は、必ず事前に市に相談すること。
- (7) 併設又は近接する医療・介護サービス事業所が提供する医療・介護サービスについて、入居者以外の地域住民も利用できるようにすること。
- (8) 入居者が、併設又は近接する医療・介護サービス事業所以外の医療・介護サービスを自由に選択することを妨げないこと。

- (9) サービス付き高齢者向け住宅の工事請負事業者決定においては、可能な限り、市内に所在する事業者を優先的に採用するように努めること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営において、人員を雇用する場合は、可能な限り、市民を優先的に採用するように努めること。
- (11) サービス付き高齢者向け住宅の建築物及び付帯設備の維持・管理において、業務委託契約又は工事請負契約を締結する場合は、可能な限り、市内に所在する事業者を優先的に採用するように努めること。